

はち じょう

1月
No.545

ホームページアドレス <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>

発行／八丈町 〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2345番地1 ☎04996-2-1121／編集・企画財政課 毎月1回1日発行

町の人口 (12月1日現在)

人 口 8,750人 増 3人 男 4,411人 増 2人
女 4,339人 増 1人
世帯数 4,696世帯 増 1世帯

11月中の異動 転入ほか——55人 (うち出生4人)
転出ほか——52人 (うち死亡10人)

各地域の人口・世帯数 (12月1日現在)

	世帯数	男	女	人口計
三 根	2,139	2,024	1,959	3,983
大賀郷	1,560	1,443	1,419	2,862
檜 立	327	299	309	608
中之郷	423	416	414	830
末 吉	247	229	238	467



CONTENTS

もくじ

- 2-3 年頭所感
- 4-5 平成17年度決算報告
- 6-7 平成17年度決算報告
- 8-9 町職員の給与などの状況
- 10-11 税のお知らせ ほか
- 12-13 国民年金／国保だより

- 14-15 環境だより ほか
- 16-17 母子保健／老人保健医療制度 ほか
- 18-19 教育委員会だより ほか
- 20-21 末吉自治会対話集会 ほか
- 22-23 農業委員会／観光おじゃれ11万人 ほか

新年のごあいさつ

亥年

年頭所感

八丈町長 浅沼 道德



2007年、新しい年を迎えるにあたり新年のごあいさつを申し上げます。

昨年の皇室におかれましては、秋篠宮ご夫妻に悠仁親王殿下がお生まれになり、日本はもとより、世界中の注目を集めました。大変喜ばしく、心よりお祝い申し上げます。

国際社会は今、地球環境の保全、途上国の開発や貧困の克服、テロの防止・根絶、感染症の撲滅、北朝鮮の問題など、複雑かつ困難な課題に直面しています。

一方、国内に目を移せば、小泉内閣がその幕を下ろし、代わって、安倍晋三新首相による「美しい国、日本」創りが始まりました。国内情勢は

相変わらずの少子高齢化の進行に加え、ITの推進に伴うグローバル化の一層の進展、

国・地方財政の悪化などの課題に直面しております。しかし、今こそが、時代の大きな転換期であり、地方の町村は生き残りのために知恵を絞り、汗を流して、魅力ある「住民が主役のまちづくり」をそれぞれの責任で果たしていかなければなりません。

昨年7月、平成21年度までの行政改革への具体的取り組みとして「八丈町集中改革プラン」を策定しました。各種業務についての民間委託に前向きに取り組み、また特殊勤務手当の見直しや定員適正化・組織改革など、節減合理化を図ります。

各地で次々と自然災害や重大事故が発生しております。特に児童・生徒を巡る事件・事故が後を絶たず、いじめによる自殺など信じられない事件が発生している中、本町では「安心・安全のまちづくり」の理念の下、子どもたちを地

域全体で見守ってまいります。

昨年4月に各世帯に防災パンフレット「わが家の防災対策」を配布しました。また、10月に実施した防災訓練においても、東南海・南海地震を想定し、津波避難訓練を実施したところです。地域の皆様におかれましては、「自らの身の安全は、自ら守る」ということを念頭に、災害に備えていただきたいと思います。

本年2月に中之郷小学校、3月に檉立小学校のそれぞれ閉校記念式典を予定しております、その永きにわたる輝かしい歴史に幕を降ろすこととなりました。また、二つの学校を統合し、新たに「三原小学校」として4月よりスタートすることとなりました。これもひとえに、皆様のご支援・ご協力があったから実現できるものであり、厚く御礼申し上げます。

本年4月より、大賀郷・南原に天然芝によるサッカー場が利用できるようになりま

す。スポーツの交流の場として活用いたします。

航空便については、プラス1万人運動の成果により、料金は据え置かれているものの、さらに「八丈〜東京」間の増便について、ねばり強く全日空と交渉してまいります。また、船便については、

昨年欠航が相次ぎ、島民の経済全般において影響を及ぼしました。東海汽船には新船の検討など、引き続き要望活動を行ってまいります。

本庁舎は、町村合併後の昭和33年に建てられて47年が経過し、老朽化が著しく、新庁舎建設は早急に取り組まなければならぬ課題であります。庁内プロジェクトチームにおいて、18年度中に基本プランを策定し、早期着工を目指します。

一般廃棄物管理型処分場につきましても大島が昨年4月より供用を開始し、八丈島においては用地がようやく決定いたしました。今後は一般廃棄物管理型処分場早期建設に

向けて全力を傾注してまいりますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

昨年10月に実施された、町議会議員選挙は、定数2名減という厳しい選挙戦の結果、新しい顔ぶれも加わり、14名の議員が選出されました。多くの課題を抱えた町政に対して、これまで以上に一致協力して取り組んでいかなければなりません。

この他にも産業の振興、教育・文化・スポーツの振興、福祉・医療・高齢化対策、観光振興、IT推進等と山積する事業を円滑に進めてまいります。

皆様一人ひとりが安全に安心して住める島にしたいの思いを念頭に、なお一層の努力をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、皆様の健康と益々のご活躍をお祈りして、新年のごあいさつといたします。

年頭所感

八丈町議会議長

沖山 宗春



新年あけましておめでとう
ございます。

町民の皆さまにおかれまして
は、お健やかに新春をお迎え
のことと心からお喜び申し上
げます。

私は昨年10月、町議会にお
いて議長に就任しましたが、
円滑な議会運営と町政発展を
期し、誠心誠意努力を注いで
まいりました。

町民の皆さんには、平素か
ら八丈町議会の運営に対し、
格別のご支援とご協力を賜

り、心から感謝申し上げます。
本年も決意を新たに、八丈町
自治の振興・発展に向け、さ
らに精進して参りたいと存じ
ますので、どうぞよろしくお
願い申し上げます。

さて、昨年一年間を振り返り
ますと、わが国では、各地で
異常気象ともいえる豪雨や竜
巻などの自然災害が発生し、
尊い人命が奪われたほか、家
屋や道路、ライフライン、農
林水産業等にも甚大な被害を
もたらしました。

また、全国的に潜在してい
たいじめ問題が表面化し、児
童や生徒、教師の自殺という
悲しい事件へと発展し、大き
な問題となっております。

また、明るいニュースとし
ましては、九月六日に悠仁親
王殿下のご誕生され、殿下の
お健やかなご成長を多くの方
が、期待されているかと思い

ます。

島内においては、一昨年10
月から半年間住民と一丸とな
って取り組んだプラス一万人
運動が達成され、当面航空運
賃の値下げは継続されること
となりました。しかしながら、
大島経由便などによる弊害が
深刻化しております。民間か
ら沸き起こった航空機利用者
一万人増員に向けた取組みを
機運として、今後も町と一丸
となり取り組んでまいりま
す。

さて、わが国の経済は回復
傾向の兆しが見受けられます
が、依然として厳しい社会経
済情勢にあります。急激な情
報化の進展、少子高齢化の進
行、経済構造の変化、国民の
価値観や生活様式の多様化な
ど、構造的な変化に直面して
いるため、新たな社会経済シ
ステムの構築が喫緊の課題と

なっています。このような状

況下で国においては、三位一
体の改革による地方分権が進
み、町が実施する事業への細
部にわたる規制や関与が撤廃
され、行財政運営に対する自
己決定と自己責任が拡大され
ます。町も国等への依存体質
から脱却し、画一的な施策を
見直し、自主性と自立性を高
め、創意工夫により一層の行
財政の効率化、合理化を進め
ていかなければなりません。

昨年は八丈町後期基本計画
(五年間)が作成されました。
全国的に町村合併、地方分権
が進む中、活力あるまちづく
りの実現を目指し、大きく飛
躍発展をしなければならな
い大切な時期になります。

このため、議会の果たす役
割はいっそう拡大し、重要度
が増しております。

昨年実施された町議会議員

選挙から議員定数を2名削減
し、14名としましたが、議員
自らが姿勢を変える必要があ
るとの結果であります。いつ
の時代にも行政の主役は町民
であり、私たちはその代弁者
あることを肝に銘じ、知恵を
絞り汗を流し、全力を傾注す
ることが使命であります。

以上、申し述べましたこと
を念頭において、われわれ議
員もまた、その責務と役割の
重大さを深く自覚し、清新で
活発な議会活動を通じて、新
時代にふさわしい地方自治の
確立に全力で立ち向かってい
く所存でありますので、町民
の皆様の一層のご理解とご協
力を賜りますよう、お願い申
し上げます。

年頭にあたり、最良の年にな
りますよう心から祈念申し
上げまして、新年のごあいさ
つとさせていただきます。

明けまして

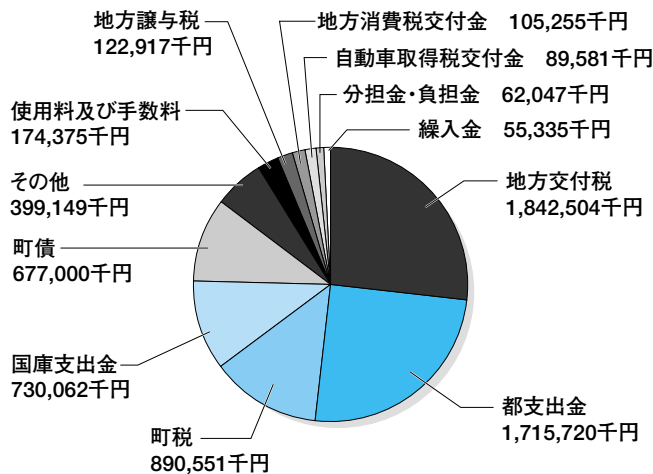
おめでとございます

況をお知らせします

使われたのか、その概要をお知らせします。

■問い合わせ 企画財政課財政係 内線303

歳入68億6,449万6千円



項目	決算額
町税	890,551 (13.0%)
地方譲与税	122,917 (1.8%)
自動車取得税交付金	89,581 (1.3%)
地方消費税交付金	105,255 (1.5%)
地方交付税	1,842,504 (26.8%)
分担金・負担金	62,047 (0.9%)
使用料及び手数料	174,375 (2.5%)
国庫支出金	730,062 (10.6%)
都支出金	1,715,720 (25.0%)
繰入金	55,335 (0.8%)
町債	677,000 (9.9%)
その他	399,149 (5.9%)
計	6,864,496千円 (100.0%)

17年度の決算状況

平成17年度一般会計決算は、歳入68億6449万6千円、歳出67億1957万7千円で、差引1億4491万9千円を平成18年度に繰り越しました。

八丈町の財政は、国や都の補助金・交付金に依存するところが大きく、自主財源である町税は8億9055万1千円で、歳入決算に占める割合は13・0パーセントとなっています。

皆さんに納めていただいた税金は、地方交付税などとともに町の貴重な一般財源となり、国や都の補助金などと合わせて、さまざまな事業に役立っています。

そのほか、皆さんに負担していただく保育料、学校給食費、住宅使用料、温泉入浴料などは、それぞれの運営経費に充てられています。

投資的事業の決算額は22億8743万9千円となりました。この財源には、国や都の補助金などを12億1944万2千円、町債を4億4220万円、基金を10000万円、宝くじ助成金を1億5000万円、建物災害共済金116万8万円、

歳入の用語

- 町税 皆さんが町に納めた税金
- 地方譲与税 自動車重量税などの一部で、もともと納めるべきものを、国税として徴収し、町へ譲与されたお金
- 自動車取得税交付金 都が徴収した自動車取得税の中から、町へ交付されたお金
- 地方消費税交付金 国が徴収した消費税の中から、町へ交付されたお金
- 地方交付税 所得税など国が徴収した税金の中から、町の財政需要の状況に応じて交付されたお金
- 分担金・負担金 特定の利益を受けた人から徴収したお金
- 国・都支出金 事業など特定の目的の財源として、国や都から交付されたお金
- 繰入金 積立金の取り崩しまたは特別会計から繰り入れたお金
- 町債 大きな事業を行うために、国や都および金融機関などから借り入れたお金

歳出の用語

- 議会費 議会活動のために使ったお金
- 総務費 町の全般的な管理事務、財産の管

平成17年度 決算報告

町の財政状

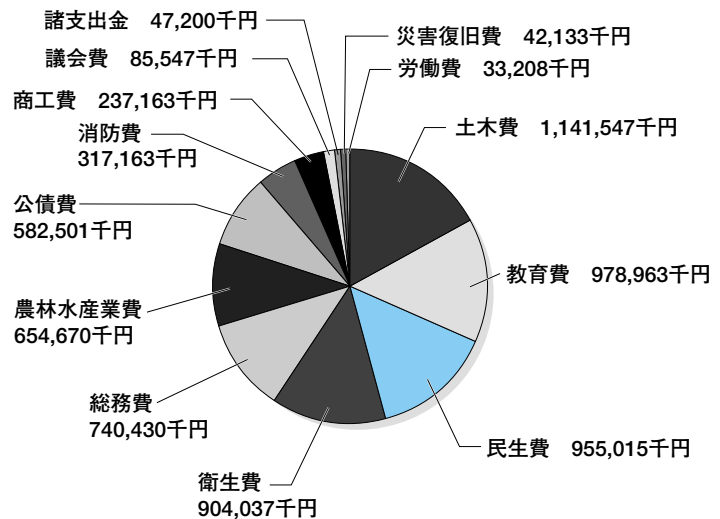
皆さんに納めていただいた大切な税金などがどのように

項 目 決算額

議会費	85,547 (1.3%)
総務費	740,430 (11.0%)
民生費	955,015 (14.2%)
衛生費	904,037 (13.5%)
労働費	33,208 (0.5%)
農林水産業費	654,670 (9.7%)
商工費	237,163 (3.5%)
土木費	1,141,547 (17.0%)
消防費	317,163 (4.7%)
教育費	978,963 (14.6%)
災害復旧費	42,133 (0.6%)
公債費	582,501 (8.7%)
諸支出金	47,200 (0.7%)

計 6,719,577千円 (100.0%)

歳出67億1,957万7千円



千円、残りの5億962万9千円は一般財源を充てています。これらのほか、福祉事業、産業・観光の振興、社会教育関係などのため各団体や事業に対し補助をしています。主なものは、離島航路補助、社会福祉協議会やシルバー人材センターの運営費、ボランティアまちづくり推進費、心身障害者通所訓練所運営費、精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費、出産祝い金、島嶼漁業無線協同組合の運営費、八丈町産業祭、花いっぱい運動、商工会・観光協会事務費、島外体験学習、八丈島体育協会の事業、青少年地域委員会、小中学校修学旅行への補助など65件で合計2億2756万1千円を補助しています。

町で行っている各事業に対しても、国民健康保険事業へ8028万3千円、老人保健医療事業へ5130万6千円、介護保険事業へ9325万円、病院事業へ2億9678万7千円、バス事業へ6245万2千円（うち1525万2千円はコミュニティバス運行経費）の繰出しを行っています。

理、課税徴収、選挙、統計など総合的な事務に使ったお金

●民生費

高齢者、身障者、幼児など福祉全般の事務・事業に使ったお金

●衛生費

検診事業、ごみ処理、温泉の管理など健康で衛生的な生活のために使ったお金

●労働費

コミュニティセンターの運営のために使ったお金

●農林水産業費

農業施設・漁業施設の整備など産業振興のために使ったお金

●商工費

商工業の振興、観光誘致、イベントの開催、物流センターの運営などのために使ったお金

●土木費

道路や公営住宅の建設・管理などに使ったお金

●消防費

救急業務・消防施設の整備・消防団活動のために使ったお金

●教育費

小中学校の運営の費用や、公民館、図書館、資料館など教育全般の事務・事業に使ったお金

●災害復旧費

大雨・台風などの災害復旧のために使ったお金

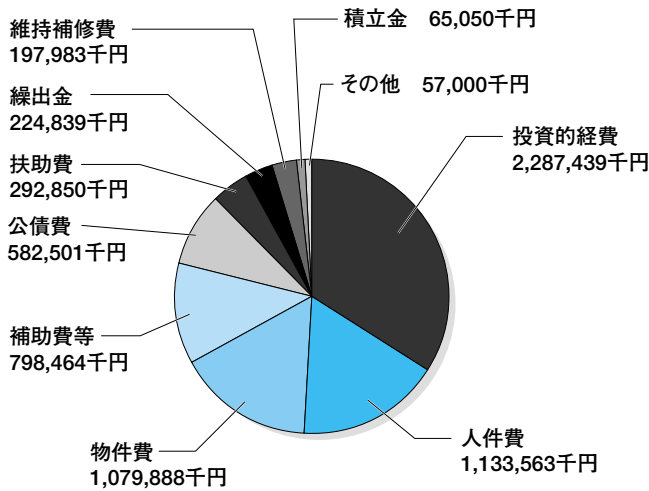
●公債費

町債を返還するために支払ったお金

●諸支出金

バス事業への補助や土地の購入のために使ったお金

歳出(性質別)の状況



項 目	決算額
人件費	1,133,563 (16.9%)
物件費	1,079,888 (16.1%)
維持補修費	197,983 (2.9%)
扶助費	292,850 (4.4%)
補助費等	798,464 (11.9%)
公債費	582,501 (8.7%)
積立金	65,050 (1.0%)
繰出金	224,839 (3.3%)
投資的経費	2,287,439 (34.0%)
(補助事業費)	1,280,705 (19.0%)
(単独事業費)	1,006,734 (15.0%)
その他	57,000 (0.8%)
計	6,719,577千円(100.0%)

◎投資的経費 2,287,439千円の主な事業内容は次のとおりです。

●補助事業

合併処理浄化槽設置事業
大里林道整備事業
神沢農道整備事業
田園空間整備事業
東里地区農地防災事業
永郷富士山線道路改良事業
長所沢下原線道路改良事業
公営住宅建設事業
消防団拠点施設整備事業
富士中学校校舎・屋体大規模改修事業

●単独事業

職員住宅用地購入
老人福祉館改修事業
ホームヘルパー用自動車購入
若草保育園未満児室床張替事業
中之郷足湯建設事業
ごみクレーン部品交換工事ほかクリーンセンター改修
小規模農道整備事業
唐橋農道整備事業ほか農道整備
冷蔵コンテナ購入
生産基盤整備事業(浮魚礁ほか)
物流センター施設配管取替工事
ほか物流センター改修
大越園地アロエ等植栽整備事業
寺山線道路改良事業ほか道路改良・舗装
八蔵団地6・7号棟畳改修工事ほか公営住宅改修
樫立消防団詰所舗装事業
高規格救急自動車購入
高度救急シュミレータ購入
防災行政無線屋外拡声装置修繕工事

小学校校舎建設事業(設計)
大賀郷小学校プール改修事業ほか小学校改修
富士中学校グラウンド整備事業ほか中学校改修
三原中学校グラウンド造成事業
公民館自動火災報知設備改修及び
非常放送設備新設工事
米庫シャッター改修事業ほか給食センター改修
八丈町多目的運動公園整備事業
三根小学校バックネット及び防球ネット設置事業
八丈町富士野球場バックネット改修事業
民生施設災害復旧事業
衛生施設災害復旧事業
農林水産業施設災害復旧事業
道路橋梁災害復旧事業
公営住宅災害復旧事業
小学校施設災害復旧事業
中学校施設災害復旧事業
社会教育施設災害復旧事業
その他公共施設災害復旧事業

町債と基金の状況

町債は、投資的事業の財源を補い、計画的な財政運営を確保するうえで大きな役割を果たしています。

基金は条例に基づいて、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられるものです。

町 債

17年度末現在高 6,462,244千円

(うち交付税等で補填されず一般財源で返済するもの
1,434,736千円)

基 金(財政調整基金ほか13基金)

17年度末現在高 4,008,507千円

●八丈町国民健康保険特別会計

平成17年度の国民健康保険の加入者は3,422世帯6,032人で、一人当たりの国民健康保険税額（介護納付金分を含む）は60,180円、一人当たりの保険給付費（介護納付金を含む）は150,937円でした。

（単位：千円）

歳入	区 分	保険税	国庫支出金	療養給付費交付金	都支出金	共同事業交付金	繰入金	その他	合 計
	17年度決算	357,033	377,688	91,952	58,661	28,687	80,283	648	994,952
歳出	区 分	総務費	保険給付費	老人保健拠出金	介護納付金	共同事業拠出金	諸支出金	その他	合 計
	17年度決算	27,669	702,912	194,071	102,448	28,652	16,512	81,178	1,153,442

●八丈町老人保健医療特別会計

平成17年度の医療受給対象者は1,501人で、一人当たりの医療費は464,000円でした。

（単位：千円）

歳入	区 分	支払基金 交付金	国庫 支出金	都支出金	繰入金	繰越金	諸収入	合 計
	17年度決算	414,847	206,753	51,501	51,306	13,817	111	738,335
歳出	区 分	医療諸費	諸支出金	合 計				
	17年度決算	699,215	23,834	723,049				

●八丈町介護保険特別会計

平成17年度の要介護認定者は429人で、一人当たりの保険給付費は1,327,979円でした。

（単位：千円）

歳入	区 分	保険料	分担金・負担金	国庫支出金	支払基金交付金	都支出金	繰入金	その他	合 計
	17年度決算	91,245	37	165,322	184,183	72,186	95,783	22,496	631,252
歳出	区 分	総務費	保険給付費	財政安定化基金拠出金	基金積立金	諸支出金	合 計		
	17年度決算	21,058	569,703	573	6,774	16,496	614,604		

●八丈町用品会計

（単位：千円）

歳入	区 分	用品収入	諸収入	合 計
	17年度決算	2,698	0	2,698
歳出	区 分	用品費	繰出金	合 計
	17年度決算	2,696	2	2,698

八丈町コミュニティセンター ボウリング大会

男子・女子クラスの個人戦となります

■日 時 1月21日（日）13時～ 男子クラス
15時～ 女子クラス

■場 所 八丈町コミュニティセンター ボウリング場

■参加資格 10歳以上でボウリングに興味のある方ならどなたでも！

■申込期限 1月19日（金）

■参加費 無料

■申込方法 コミュニティセンターまたは各出張所にある申込書にご記入ください。

※各クラスとも参加者が10名以下の場合、大会中止となります。

■問い合わせ 八丈町教育委員会 生涯学習係
電話 2-0797

町職員の給与などの状況

八丈町では、252人（平成18年12月1日現在）の一般職員が生活に密接にかかわる福祉、医療、教育、土木、産業、観光、消防などさまざまな分野で働いています。

町職員の給与は、町議会の議決によって定められる給与条例により支給されています。

その内容について、次のとおりお知らせいたします。

■問い合わせ 総務課庶務係
内線212

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (18.3.31)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 16年度の 人件費率
平成 17年度	8,673人	千円 6,671,513	千円 144,919	千円 1,133,617	% 17.0	% 17.5

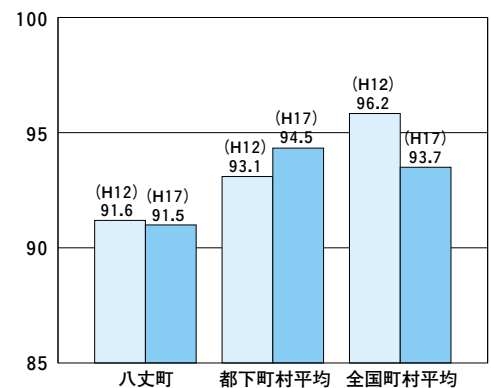
(注) 人件費には、退職手当、共済費、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
平成 17年度	168人	千円 532,415	千円 68,513	千円 208,502	千円 809,430	千円 4,818

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。 2 職員数は、17年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（18年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
八丈町	37.9 歳	275,935 円	313,952 円 (299,580) 円
東京都	43.6 歳	361,557 円	476,200 円
国	40.4 歳	328,477 円	381,212 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国ベース)
八丈町	44.5 歳	214,981 円	231,525 円 (225,938) 円
東京都	47.0 歳	333,526 円	429,722 円
国	48.4 歳	286,500 円	318,595 円

(2) 職員の初任給の状況（18年4月1日現在）

区分		八丈町	東京都	国
一般行政職	大学卒	170,200 円	179,200 円	I種 179,200円 II種 170,200円
	高校卒	138,400 円	144,000 円	138,400 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（18年4月1日現在）

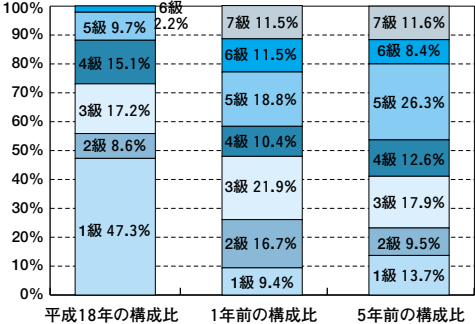
区分		経験年数10年～14年	経験年数15年～19年	経験年数20年～24年
一般行政職	大学卒	258,800 円	336,500 円	360,600 円
	高校卒	221,700 円	274,500 円	299,200 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	統括課長	2人	2.1%
5級	課長	9人	9.7%
4級	統括係長	14人	15.1%
3級	係長	16人	17.2%
2級	主任	8人	8.6%
1級	主事	44人	47.3%

(注) 1 八丈町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に7級制から6級制に変更している。
(旧給料表の1級、2級及び3級を1級に統合、6級を新設)

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分	全職種
17年度	職員数 A 149人 普通昇級期間(6~12月)を短縮して昇級した職員数 B 23人 比率 B/A 15.9%
16年度	職員数 A 149人 普通昇級期間(6~12月)を短縮して昇級した職員数 B 17人 比率 B/A 11.4%

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八丈町	国
(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00月分 1.45月分	(18年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 3.00月分 1.45月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

(2) 退職手当(18年4月1日現在)

八丈町	国
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 24.25 月分 35.00 月分 勤続25年 32.50 月分 45.50 月分 勤続35年 49.75 月分 59.20 月分 最高限度額 59.20 月分 59.20 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算) 1人当たり平均支給額 自己都合 888千円 1人当たり平均支給額 勤奨・定年 22,325千円	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)

退職手当の1人当たり平均支給額は、17年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 八丈町では地域手当を導入していません。

支給実績（17年度決算）		一 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）		一 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
－	－ ％	一 人	0%

(4) 特殊勤務手当(18年4月1日現在)

支給実績(17年度決算)			3,102 千円
支給職員一人当たり平均支給年額(17年度決算)			86,169 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度決算)			21.7 %
手当の種類(手当数)			12種類
代表的な手当の名称 (額・支給者の多い手当)	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
保健指導手当	保健師	保健指導業務	月額 15,000 円
深夜業務手当	消防職員	消防職員の深夜業務	1当番 700 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	25,072 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	148 千円

(6) その他の手当(18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	扶養親族を有する職員に支給 配偶者 13,000 円 配偶者以外の扶養親族2人まで 各 6,000 円 その他の扶養親族 各 5,000 円 16歳から22歳の子についての加算 5,000 円	同		17,028 千円	327,461 円
住居手当	世帯主等(公舎居住者を除く)である職員に支給 自己所有住宅 新築・購入から5年 2,500 円 賃貸住宅(支給限度額) 27,000 円	同		5,191 千円	247,190 円
通勤手当	通勤のために自動車等交通用具使用を常例とする職員に支給 交通機関利用者(支給限度額) 55,000 円 交通用具使用者 通勤距離2km以上5km未満 2,000 円 通勤距離5km以上10km未満 4,100 円 通勤距離10km以上15km未満 6,500 円 通勤距離15km以上 8,900 円	同		3,745 千円	45,120 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした場合に支給 4,400 円	同		0 千円	0 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 課長級 基本給×15 %	異	支給対象者、支給割合が異なる	9,598 千円	799,833 円
管理職特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要、その他公務の必要により休日等に勤務した場合に支給 12,000 円以内	同		228千円	19,000 円

5 特別職の報酬等の状況(18年4月1日現在)

	区 分	給 料 月 額 等
給 料	町 長 助 役 収入役	800,000 円 680,000 円 640,000 円
報 酬	議 長 副議長 議 員	300,000 円 220,000 円 200,000 円
期 末 手 当	町 長 助 役 収入役	(17年度支給割合) 3.35 月分
	議 長 副議長 議 員	(17年度支給割合) 3.35 月分
退 職 手 当	町 長 助 役 収入役	(算定方式) 800,000 円 × 在職年数 × 4.0 680,000 円 × 在職年数 × 3.0 640,000 円 × 在職年数 × 2.5 (1期の手当額) 12,800,000 8,160,000 6,400,000 (支給時期) 任期毎 任期毎 任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成17年	平成18年		
普通会計部門	議会	3	3	—	
	総務	39	35	-4	欠員不補充—2、事務の効率化—2
	税務	7	7	—	
	労働	2	3	1	欠員補充
	民生	48	50	2	子ども家庭支援センター新設、介護保険業務増
	衛生	10	11	1	欠員補充
	農水	9	10	1	欠員補充
	商工	5	5	—	
	土木	9	7	-2	民間委託—2
	計	132	131	-1	
公営企業等会計部門	教育部門	13	14	1	調整
	消防部門	20	22	2	欠員補充
	小 計	165	167	2	
	病院	50	54	4	欠員補充
公営企業等会計部門	水道	9	9	—	
	交通	14	14	—	
	その他	5	5	—	
	小 計	78	82	4	
合 計		243	249	6	
		[275]	[275]		

(注) 1 職員数は一般職(教育長含)に属する職員数である。

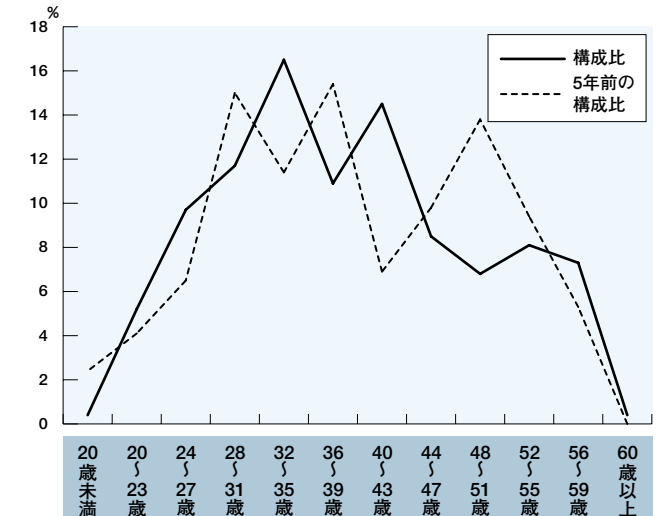
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における 定員管理の数値目標(教育長を含む)

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
243 人	240 人	▲3 人	▲1.2 %

(2) 年齢別職員構成の状況(18年4月1日現在・教育長を除く)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	13人	24人	29人	41人	27人	36人	21人	17人	20人	18人	1人	248人

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要(各年4月1日現在)

部門	区分	17年 計画前年	18年 計画開始期	22年数値目標 計
一般行政	職員数	132	131	124
	増減			
教育	職員数	13	14	14
	増減			
消防	職員数	20	22	23
	増減			
公営企業等 会計	職員数	78	82	79
	増減			
計	職員数	243	249	240
	増減			

(注) 八丈町の計画期間は、18年～22年の4年間である。

税のお知らせ

納期限および口座振替日

● 1月31日（水）
町都民税4期
国民健康保険税7期

町税等の納付については、口座振替（自動払込）が便利です。納期を過ぎた町税などをまだ納めていない方は、至急納税してください。

1月31日（水）が期限です

●償却資産の申告

固定資産のなかで、償却資産の対象となる事業用資産をお持ちの方は、1月1日現在の資産所有状況を1月31日（水）までに申告してください。なお、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは、償却資産の範囲から除かれます。

●給与支払報告書の提出

平成18年中に、給料、賃金などの給与を支払った方は、1月31日（水）までに金額の多少にかかわらず、「給与支払報告書」を提出してください。用紙は、税務課にあります

ので、ご利用ください。

なお、一定金額以上の受給者の分は、税務署にも提出することになっています。

●芝税務署による出張申告

平成18年分の所得税の申告相談および受付を行います。営業所得、農業所得、漁業所得、不動産所得、土地や建物を売った方などは、ぜひこの機会をご利用ください。また、給与所得者の方でも、高額の医療費を支払った場合や、住宅等取得し新しく住宅ローンを借り入れたとき、年の途中で退職しその後就職していないため年末調整を受けていない方などは、確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

■日程

2月21日（水）、22日（木）
午前9時～午後4時
2月23日（金）
午前9時～午後3時

■会場

八丈町保健福祉センター

●個人住民税が変わります

主な改正

①個人住民税所得割の税率が一律10%になります。住民税額が増えた分、所得税額

を減らすことにより、基本的に税負担は変わりません。

②平成19年から定率減税が廃止されることにより、今まで減税されていた分の税負担は増えることになります。

③所得税と住民税との税額の変わる時期が異なりますので、ご注意ください。

※個人住民税額は平成19年6月から増え、所得税額は平成20年3月の確定申告から減ることになります。

●老年者の障害者控除の認定

身体障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方で、八丈町に申請をし、「身体障害者に準ずる」と認定された方については、所得税や住民税の計算上、「障害者控除」として一定の金額を所得から差し引くことができます。

○認定の申請対象者（平成18年12月31日現在、次のうち一つでも該当される方）

①身体障害者手帳の交付を受けている方と同等の障害程度であること

②療育手帳の交付を受けている方と同等の障害（認知症の状態にある人を含む）の程度であること

③常に就床を要し、複雑な介護を必要とする寝たきりの方

○認定の申請手続き

該当される方は、平成19年1月22日（月）までに「障害者控除対象者認定」の申請をしてください。

ただし、心身の状況に応じ、医師の診断を要する場合があります。なお現在、身体障害者手帳の交付を受けている方、本人、または扶養者で所得税、住民税が課税されない方は、この申請の必要はありません。

●税務課からお願い

○家を新築（増築）したとき
家屋を新築または増築した場合には、税務課までご連絡ください。職員が固定資産評価の調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

○家を取り壊したとき

建物を取り壊したときは、税務課までご連絡ください。取り壊した家屋の固定資産税については、その年は、そのまま課税されますが、翌年から減額になります。

■問い合わせ

税務課税務係 内線221

町長 上京日記 11月

11月8日
～11日

○ANA822便にて上京
○東京都介護保険審査会
○自治体病院危機突破全国大会
○東京都訪問
○平成18年度第1回都市町村協議会
○都市町村懇談会
○ANA823便にて帰島

11月13日
～14日

○ANA822便にて上京
○第17回東京海区漁業調整委員会
○東京都総務局行政部訪問
○ANA823便にて帰島

11月27日
～30日

○ANA822便にて上京
○東京都島嶼町村会第3回臨時総会
○東京都島嶼町村一部事務組合第2回組織団長会議
○全国治水砂防促進大会
○島しょ地域保健医療協議会
○平成19年度離島振興関係国家予算確保のための要望運動
○全国町村長大会
○第3回（財）東京都島しょ振興公社理事會
○第3回伊豆諸島・小笠原諸島地域経済活性化協議会
○（財）東京都島しょ振興公社運営委員会
○ANA823便で帰島

国民年金

●港社会保険事務所による年金相談・国民年金保険料収納事務

■日時

2月5日（月）
午後1時30分～4時30分
2月6日（火）
午前9時30分～午後4時30分

■場所

八丈町商工会館会議室

○年金相談

ご希望の方は、年金手帳・年金証書等をお持ちのうえ、ご相談内容を1月15日（月）までに国保年金係、またはお近くの出張所にお申し込みください。

○国民年金保険料収納事務

国民年金保険料は、納付書により金融機関等で納めていただくか、口座振替で納めていただいています。今回社会保険事務所の職員による収納窓口を開設します。納め忘れのある方、納付をご希望の方は、この機会をご利用ください。

●老齢年金を受けている方に源泉徴収票が交付されます

老齢基礎年金や老齢厚生年金などは、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、課税の対象となります。

そのため社会保険業務センターでは、1月末日までに1年間の年金の支払総額、介護保険料額、源泉徴収税額および控除内容を記載した「公的年金等の源泉徴収票」を交付します。

この「公的年金等の源泉徴収票」は、所得税が源泉徴収されたか否かにかかわらず、老齢基礎年金や老齢厚生年金などを受けている方全員に送付されます。

ふたつ以上の年金を受けている方や公的年金以外に所得がある方は確定申告をする際に必要となりますので、大切に保管してください。

「公的年金等の源泉徴収票」が2月になっても送付されないときや紛失した場合には、年金ダイヤル

0570-07-1165まで。

●20歳前の傷病による障害基礎年金について

20歳に達する前に、初めて医師の診療を受けた日（初診日）があり、その病気やケガにより20歳到達時に一定程度の障害状態にある場合は、請求により障害基礎年金が受けられます。

また、20歳に達する前に初診日があり、20歳に達した日から65歳に達する日の前日までに一定の障害状態に至った場合は、その障害状態に至った日から請求により、障害基礎年金を受けられます。

ただし、本人の所得制限（扶養親族等の人数に応じて異なります）や、その他の年金を受けることができるとき、日本国内に住所を有しないときには、支給停止となります。

携帯電話やパソコンから国民年金保険料が納められます

国民年金保険料は、納付書によるお支払いや口座振替以外に、携帯電話やパソコンからでも納められます。

利用される金融機関とモバイルバンキングやインターネットバンキングの契約をされれば、お手元に納付書を準備いただくだけで金融機関に行かずに保険料が納付できます。

モバイルバンキングやインターネットバンキングの詳しくは、提出をお願いします。

内容については、各金融機関へお問い合わせください。

●お知らせ

毎年1回、誕生月の初旬に社会保険業務センターから受給者の皆様にお送りしていただいた「現況届」は、住民基本台帳ネットワークを活用して受給者の方の現況（生存）確認を行うため原則提出不要となりました。

ただし「生計維持確認届」や障害の程度の確認のために「診断書」等が社会保険業務センターから送付された方は、提出をお願いします。

■お問い合わせ

・住民課 国保年金係
内線 236

・港社会保険事務所
03-5401-3211

・社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp/>

年金ダイヤルのご案内

年金請求などの年金相談については
0570-05-1165

すでに年金をお受けになっている方の年金相談については
0570-07-1165

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（土日祝日を除く）

年金を受けている皆さんへ こんなときは届出が必要です！

支払機関・住所の変更	年金は、希望した金融機関や郵便局で支払われます。住所や支払を受ける金融機関、郵便局を変更するときは、「年金受給権者住所・支払機関変更届」の提出が必要です。 ①支払機関を変更するとき：変更される金融機関又は郵便局にて預金通帳の記号番号や口座番号についての証明をうけてください。 ②住所を変更したとき：社会保険事務所などに届出をするとともに、旧住所地の郵便局にも届け出てください。 提出されないと、年金の支払額をお知らせする通知書が届かないことや、希望する銀行や郵便局で年金が受けられない場合があります。
年金証書をなくしたとき	「年金証書」は年金を受ける権利があることを証明するものです。各種の届出や年金相談のときに必要になりますので、大切に保管してください。
氏名が変わったとき	結婚や養子縁組などにより氏名が変わったときは「年金受給権者氏名変更届」を提出してください。 その際「氏名変更届」の証明欄に市区町村長の証明を受けるか、戸籍の抄本又は住民票を添付し、必ず「年金証書」を添えて提出してください。 なお、「氏名変更届」に住民票コードを記載したときには、市区町村長の証明は必要ありません。

国保だより

● 出産育児一時金の受取代理が始まります。

出産育児一時金は、国保被保険者が出産後、町に申請することにより、現金給付（35万円）として支給されています。今回、新たに追加された受取代理は、被保険者の一時的な経済負担の軽減を目的とし、町から直接医療機関へ支払う方法で、支給対象者は給付方法を選択できるようになりました。

※支給までの流れは下記参照

● 短期証と資格証明書

国保税を滞納している世帯に対し交付される短期被保険者証（以下「短期証」という。）の有効期間は通常3ヶ月ですが、納付誓約などの不履行者に対しては、有効期間が1ヶ月と非常に短い期間の短期証を交付することになります。また、災害その他特別な事情がないにもかかわらず、約束した納付方法を守っていない方、納付指導・相談に応じようとしない方には、保険証を返還してもらい、代わりに資格証明書の交付となります。

資格証明書では、保険証のように保険の給付がうけられず、かかった医療費は全額自己負担となりますので、ご注意ください。

現在、八丈町国保運営協議会では、国保制度の安定的な運営を目指すため、多角的な検討を行っています。12月の協議会では、医療費の抑制策などについて協議されました。

● 医療費を大切に

皆さんが病気やけがで医療機関にかかったとき、窓口で支払うお金は医療費全体の約3割で、残り約7割は皆さんからの国保税などを財源とした国保から医療機関に支払われています。

八丈町の医療費は年々増え続け、今後も増えていくことが予想されますが、皆さんのちよっとした心がけでその増加を抑えることができます。

◎ 医療費を大切にするには

- ・生活習慣を見直し、栄養・運動・休養をバランスよくとりましょう。
- ・定期的に健診を受け、健康

- ・管理に役立てましょう。
- ・重複受診は控えましょう。
- ・緊急以外の休日・時間外受診はなるべく避けましょう。

○ 国保税の納め忘れは、ご注意ください。

○ 国保税は、被保険者の皆様が安心して医療を受けられる国保制度の約4割を占める重要な財源です。納め忘れないよう、ご注意ください。

○ 国保税の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

その他、国民健康保険証や制度等について分からないこと、疑問に思うことなど、いつでもご相談ください。

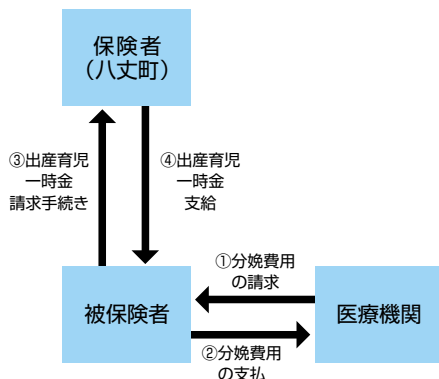
■ 問い合わせ

住民課国保年金係
内線 235



出産育児一時金の受取代理の流れ

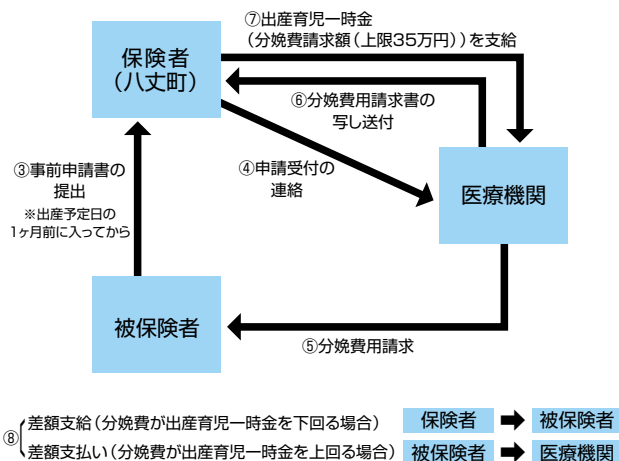
【給付方法① 現行】



【給付方法② 追加】

※ただし、過年度滞納者は受取代理対象外とします。

- ①当該被保険者は保険者である八丈町へ事前申請様式の請求書の交付申請。保険者（八丈町）から用紙の交付。
- ②医療機関へ受取代理欄の記入を依頼。記入されたものを医療機関より受取り、下記③へ。
※上記①と②の交付にあたって、事実上保険者及び医療機関の同意を得ることとなります。



環境だより

●臨時ゴミ収集のお知らせ

1月4日(木)は、全島で燃やせるゴミ、有害ゴミの収集を行います。

※1月5日(金)からは、平常どおり収集します。

●クリーンセンターへのゴミの持ち込み

1月4日(木)から平常どおり業務を行います。

※受付時間は午前9時から午後5時までです。なおゴミを持ち込むときは、ゴミが散乱しないよう運搬してください。

●中之郷埋立処分場

1月4日(木)から平常どおり業務を行います。

●し尿収集について

1月4日(木)から平常どおり業務を行います。

■申し込み先

八丈島衛生総合企画
電話 210855

●自動車解体処理場

1月4日(木)から平常どおり業務を行います。

●ゴミの出し方について

集積所は近くに住む方々によつて、きれいに管理されています。ゴミ袋が無記名のものや分別が守られていないもの、ゴミを出す時間を守っていないなどマナーの悪さが目立ちます。

自分のゴミに責任をもつて、マナーの悪いゴミの出し方はおやめください。ご協力をお願いします。

●ガス台、ガスコンロの捨て方

電池やガスを必ず抜いて、クリーンセンターに直接持ち込んでください。

●浄化槽をお使いの皆さま

浄化槽法により①定期的な保守点検・清掃、②年一度の法定検査が義務づけられています。法の改正により(平成18年2月1日施行)、法定検査を受けない場合に対する都知事の指導監督権限の規定及び浄化槽の使用廃止の届出の規定が創設されました。法定検査をまだ受検されて

いない方は必ず受検するようにしましょう。また、浄化槽を廃止された場合は、廃止の届出をお願いいたします。

浄化槽に関するお問い合わせは、東京都環境局廃棄物対策部一般廃棄物対策課(03-5388-3583)まで。
なお、法定検査の申込は、東京都生活水環境システム協会検査センター(042-589-8782)まで。

●ヤンバルトサカヤスデの対応について

ここ数年、坂上地域を中心に大量に見られるヤンバルトサカヤスデは、人や農作物に直接被害を与えたりはしませんが、おびただしい数での集団移動、家屋の中への侵入、悪臭を発することから不快害虫とされています。

○対応策

1. 地域内の環境づくり
落ち葉や廃材を取り除き、水はけ・日当たりを良くし、暗く湿った場所を作らないようにしてください。
2. 家屋への侵入防止
壁や塀まわりのツタ・コケ類を取り除き、紙口ウテープ、タイル、ステンレスなど表面

のツルツルした素材を貼ると効果的です。

○駆除方法

1. 群雄するヤスデを掃き集めた後、ビニールのゴミ袋に入れ、ひなたに置くと自ら発生するガスで駆除できます。
2. ヤスデが住居へ侵入するのを防ぐため、住居を囲むように薬剤を散布する方法です(幅1メートルが理想的です)。
八丈町では殺虫用薬剤を次のとおり配布いたしますのでご利用ください。

※殺虫用薬剤の配布について

- ①対象…八丈島在住の各世帯
- ②薬剤…コイレット(微粒剤) 3kg入り
- ③袋数…1世帯1ヶ月に1袋を4回まで(3月末まで配布)
- ④配布方法…各地域の出張所、住民課環境係(大賀郷地域の方)にて薬剤引換券(1枚で1袋)をお受け取りください(乱用防止のため1ヶ月に1袋という制限を設けさせていただきます。お手数ですが月ごとに引換券をお受け取りください)。

薬剤引換券は農協各店舗もしくは、富次朗商店にてコイレットと交換して

ください。

○注意

1. 薬を使用する前に、物理的な対応を試みてください。
2. 薬剤を使用する場合は、子供や周辺環境への影響のないように、使用方法・使用上の注意をよく読んで下さい。

●びんの再利用(リユース)

ビールびんは、デポジット制度により酒類販売店等に返却すると、再利用されます。一方、空きびん収集の日のクリーンセンターに集まった中には、焼酎の4合びんや一升びんが多く見られますが、焼酎のびんも島内の酒類販売店等へ返却すると、再利用することができま

●八丈町ゴミ処理問題協議会での検討状況

八丈町では、ゴミ処理に関する様々な問題を八丈町ゴミ処理問題協議会にて協議しています。そして協議会にワーキンググループ(W・G)を設けて、毎月別表に沿って検討をしているところです。
W・Gにおいては、第一に

廃棄物の発生を抑制し、第二に排出された循環資源をできるだけ資源として利用する。第三にどうしても利用できないものを適正に処理するといふ一連の流れを無理なく続けていくということを基本的な考え方としています。

11月のW・Gでは、社会福祉協議会開催の福祉バザーに出品される品物の多さという視点を切り口に話し合われました。衝動買いや不要品を購入しない、使用しなくなつた物は人から人へとリサイクルルートを確保することなどやりサイクルに関する啓蒙として講演会等の開催を企画する取り組みについても話し合われました。

他にもリサイクルとその費用の関係や有料化、収集方法、リサイクルセンター・・・など色々な問題がありますが、継続的に検討を続けていきたいと考えております。

ゴミ処理は住民のみなさんの生活に直結している事柄であり、みなさんのご理解とご協力が必要ばうまいかな問題です。

これからのゴミ処理に向けた政策を考えていくうえで、

も、ご意見・ご要望を住民課環境係までお寄せください。

●八丈町ゴミ処理問題協議会委員を公募します

八丈町ゴミ処理問題協議会では、ゴミ処理に関する様々な問題を毎月検討しています。平成19年4月からの委員を2名追加公募します。

○募集人員 2名

○応募資格 20歳以上の八丈町在住の方で、町のほかの公募委員になつていない方（町税、使用料などの滞納がない方）。

○応募方法

申込用紙に住所・氏名・年齢・電話番号・職業を明記のうえ、ゴミ処理に関する意見を添えて、住民課環境係へ提出してください。

なお、申込用紙は各出張所と住民課環境係にあります。

○応募締切

1月19日（金）厳守
募集人員を超えた場合は、協議会事務局による抽選にて決定します。

■問い合わせ

住民課環境係
内線 233・234

別表・八丈町の環境衛生（ゴミ処理関連）・今後の論点と検討課題

項目	論点	課題
発生抑制	(1)生活水準と廃棄物	(1)生活の意識 ①生活に不必要な物を購入しない啓蒙 ②リサイクル品の購入促進とその後の循環
排出抑制	(1)ゴミ有料化 (2)生ゴミ堆肥化 ①家庭系 ②事業系	(1)ゴミ処理費用の分析と有料化の必要性 (2)有料対象物の選定 (3)課金及び導入方法 (4)料金設定（低所得者対策も含む） (5)減量効果と不法投棄 (2)コンポストの活用促進 (2)堆肥化施設 ①実用性及び需用と供給のバランス ②リサイクルセンターへの組み込み ③収集方法
収集・運搬	(1)分別細分化 ①品目別の検討 (2)収集方法 ①集積所のあり方 ②戸別収集	(1)クリーンセンターの燃焼管理 (2)リサイクルルートの確保 (3)費用 ①クリーンセンターの燃焼費用とリサイクル費用の比較 ②費用負担の持続性 (1)設置・廃止と管理 (2)高齢者施策との連携
中間処理	(1)クリーンセンター (2)リサイクルセンター（プラザ） (3)木材チップ化	(1)中間処理におけるクリーンセンターの位置付け ①延命化のための適正運転 ②クリーンセンターの燃焼費用とリサイクル費用の比較 (1)リサイクルセンターの役割 ①分別細分化の可能性 ②機能（選別・破碎・保管・修復・学習） (2)場所選定 (3)八丈町年度別事業計画 (1)堆肥化 ①実用性及び需用と供給のバランス ②リサイクルセンターへの組み込み ③収集方法 (2)活性炭化 ①実用性及び需用と供給のバランス ②リサイクルセンターへの組み込み ③PFIや企業誘致の可能性と運営形態 ④新たな産業振興の可能性
最終処分	(1)安定型処分場 (2)管理型処分場	(1)搬入管理と適正運用 ①木くずの有効活用 ②建設廃材の中間処理（破碎・焼却）の可能性 (1)搬入管理と適正運用 ①他町村のゴミ処理行政 ②運営協議会の設置
その他	(1)不法投棄対策 (2)環境教育	(1)一般廃棄物と産業廃棄物 ①事前（啓蒙と監視） ②事後（発見と撤去作業） (1)学校との連携
産業廃棄物	(1)八丈町の関与 (2)適正処理困難物	(1)支庁との連携と役割分担 (1)島外搬出のルートと費用負担 ①漁船 ②農業用ビニール ③廃油、廃タイヤ等

平成19年八丈町消防団出初式

八丈町消防団では、平成19年1月4日午前10時から富士中学校校庭で、出初式を行います。

出初式では、消防団による検閲・分列行進などを行います。またその他、消防演技・一斉放水・地域パレードを実施しますので皆さんの応援をよろしくお願いいたします。

なお、当日消防車がサイレンを鳴らして走行いたしますので、火災等と間違わないようご協力をお願いいたします。

■問い合わせ 消防本部庶務係 電話 2-0119



●水道工事店年始の営業について●

1月1日（月）～4日（木）まで、水道の修理・工事などの連絡先は下記工事店となります。

月 日	工 事 店 名	電話番号
1月1日（月）	高橋建設有限会社	2-1441
1月2日（火）	有限会社秋田設備	7-0772
1月3日（水）	有限会社沖山設備	2-2605
1月4日（木）	沖山産機株式会社	2-1402

母子保健

3歳児健康診査

○対象者

平成15年10月4日～平成16年1月30日生まれの幼児

○日時

1月30日（火）

受付時間

午後1時15分～1時45分

※各対象者に個別通知します。

4歳児歯科健康診査

○対象者

平成14年11月10日～平成15年1月25日生まれの幼児

○日時

1月25日（木）

受付時間

午前9時15分～10時

こども心理相談

専門の心理相談員が相談に応じます。

○対象者

1歳6か月以上の未就学児。

○日時

1月30日（火）

午前9時～午後4時

1月31日（水）

午前9時～午後2時

※電話予約が必要になります。

すくすく相談

（発育、発達、栄養等育児相談）

情報を得たい方はお気軽にご相談ください。妊婦健康相談にも応じます。母子健康手帳をご持参ください。

○日時

1月23日（火）

○受付時間

午前9時30分～10時30分

食育（乳児・離乳食）

○日時

1月26日（金）

○受付時間

午前10時30分～11時30分

※母子健康手帳とエプロンをご持参ください。予約の必要はありません。保育コーナーもあります。

■場所

八丈町保健福祉センター

■問い合わせ

健康課保健係

電話 2-55570

平成19年度 町立保育園 入園児募集

平成19年度町立保育園入園申込を次のとおり受け付けます。

現在お子様が入園されており、引き続き入園を希望される場合は、入園中の保育園にて継続保育の申込みをしてください。

新規で入園を希望される場合は、次のとおりです。

●受付日時・場所

○三根・大賀郷地域

1月16日（火）

午前9時～午後3時

町役場（新庁舎会議室）

○樫立・中之郷・末吉地域

1月18日（木）

午前9時～午前11時

中之郷公民館集会所

※前記の日程で都合のつかない方は、町住民課厚生係又は各出張所にて申込用紙を受取り、記載していただいた上で、1月31日（水）までに住民課厚生係へ提出してください。

●入園資格

○3歳以上クラス（全園）

平成13年4月2日～平成16年4月1日までに生まれた児童

○3歳未満クラス（むつみ・むつみ第2・若草のみ）

2歳児（平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ）及び1歳半児（平成17年4月2日～平成17年9月30日生まれ）の児童

※いずれの場合も、日中児童の保育に欠ける状況（両親常勤・ひとり親等）にある家庭が優先されます。

※申込状況及び選考により希望に添えない場合があります。

●申込に必要な書類等

①印鑑

②平成18年分の所得税額が証明できるもの（源泉徴収票等）

③保育所入所申込書

④家庭状況届・保育料について

⑤児童の健康状態・保育状況届

⑥就労（就労内定）証明書

※児童の属する世帯で就労している方は、それぞれの全員分について就労証明書

が必要になります。

⑦早朝・残留保育申込書（必要な方のみ）

⑧医師の診断書（児童に食物アレルギーがあり、除去食

給食が必要な場合・障害のある場合・病気の情况等）

③～⑦の様式は住民課厚生係及び各出張所にあります。

※平成18年分の所得税額が証明できるものについて、申込時に用意できない場合には、2月28日（火）までに住民課厚生係へ提出して下さい。

※これらの書類がそろわない場合や、所得未申告の場合は、入園が認められない場合があります。

■問い合わせ

住民課厚生係 内線232

代替保育士 代替調理師募集

保育園の代替保育士・代替調理員を募集しています。詳しくは厚生係までお問い合わせください。

■問い合わせ

住民課厚生係
2-1121 内線231

老人保健医療 制度について

●「④医療受給者証」の受給 対象者と使用方法

健康保険に加入されている昭和7年9月30日までに生まれた方と65歳以上で一定の障害のある方（申請が必要となります）は、老人保健法による「④医療受給者証」が交付されます。

●一定の障害をお持ちの方の 申請方法

身体障害者手帳1～3級の方と4級の一部の方、または障害基礎年金1・2級程度の障害のある方が該当となります。身体障害者手帳または、国民年金証書、健康保険証、印鑑を持参のうえ、町に申請してください。

●老医療受給者証を受給されている方は、次のことに ご注意ください

・無保険状態にならないよう
に注意してください

勤め先の変更などで健康保険が変わる場合など、前の健

康保険の資格喪失日と新しい健康保険の資格取得日に間隔を置かないよう手続きをしてください。間隔を置いてしまうと、その間の医療費は全額が自己負担となり、診療時に医療機関へ支払うことになり、ますのでご注意ください。

・居住地の医療証で受診して ください

医療受給者証は、原則としてお住まいの市区町村で発行し、医療費の支払いもその市区町村が行うことになっていきます。

もし、以前の住所の医療受給者証で受診すると、医療機関等が混乱するばかりではなく、無資格受診となり、医療費の返還を求められることもありますのでご注意ください。

転入された場合には、前に住んでいた市区町村へ、転出された場合には八丈町へ必ず医療受給者証を返還してください。

■問い合わせ

健康課高齢福祉係
電話 2-5570

④・⑤医療受給者 証を受けている方 で

「こんな時は必ず届出を」

医療受給者証は、何らかの健康保険に加入していないと、使用することができません。無保険で医療受給者証を使って受診した場合は、全額（一部負担金を除く）を返還していただくことになりますので、ご注意ください。

こんなとき	届出に必要なもの	いつまで
転出するとき	健康手帳 印鑑 医療受給者証	転出する前
転入するとき	健康手帳 印鑑 医療受給者証	14日以内
同市（区） 町村内で 転居したとき	健康手帳 印鑑 医療受給者証	14日以内
加入している 健康保険が 変わったとき （健康保険証 の記号・番号、 世帯主・被保 険者が変わ ったとき）も、 お届けくださ い。	新しい健康保険証 印鑑 医療受給者証	すみやかに
死亡した とき	健康保険証 印鑑	14日以内

■問い合わせ

健康課高齢福祉係
電話 2-5570

1月の予防接種外来

○日時

1月17日（水）
1月31日（水）
午後2時30分～3時（予約制）

○場所

町立八丈病院小児科

町の集団接種（三種混合・麻しん・風しん）を受けられなかった方は、健康課保健係で接種の日時を予約し、予防接種無料券を受け取ってください。

受付締切は、接種希望日の1週間前です。

■問い合わせ

健康課 保健係
電話 2-5570

第18回八丈島文化フェスティバル

■日時

1月21日（日）
午前10時30分～午後5時

■場所

都立八丈高等学校 視聴覚ホール

■開催内容

各団体の出演時間、プロフィール、演目紹介等は1月10日（火）付新聞折込の「第18回八丈島文化フェスティバルプログラム」をご覧ください。
※プログラムが必要な方は、実行委員会事務局へご連絡ください。開催当日、受付でも配布します。

■その他

・例年駐車場が不足し、ご迷惑をおかけしています。徒歩、相乗りなどでご来場いただけるようお願いいたします。
・スリッパをご用意しておりますが、ご持参いただける方はご協力ください。また下足袋をご持参いただくと不要ゴミの減少になります。
・上演・演奏中の会場の出入りは係員の指示に従ってください。
・このフェスティバルは、八丈町および日本芸術文化振興会の助成と参加団体等の参加分担金で開催されます。
・八高1階ホールでは、作品展や、昼休みには文化的なイベントを行います。併せてご覧ください。

■問い合わせ

八丈島文化フェスティバル実行委員会事務局 電話 2-4084

教育委員会 だより

新年あけましておめでとう

ございます。昨年は悲しいニュースの多い1年でした。今年には明るい話題で皆さんが幸せな気持ちになれるような年になることを願います。

次年度(平成19年度)から、特別支援教育がよいよスタートします。各学校ではこれに向けて体制づくりを進めています。特別支援教育はノーマライゼーション(障害の有無に関わらず、同じように社会参加し、自立して生活できる社会を目指す)を背景にこれまでの「特殊教育」から一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育を行っていくという、制度や考え方の転換でもあります。障害といっても知的障害・身体の不自由だけでなく発達障害(脳機能の発達の偏りが原因とされ、学習やコミュニケーションなど社会的にハンディキャップを抱えやすい。主には自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥、多動性障害、学習障害など)も含

まれます。次年度から個別の指導計画が作成されます。一人ひとりの苦手なことに配慮し、環境を整えて学習していくことで、充実した学校生活を送れると考えています。

小学校入学、中学校入学を控えたお子さんやご家庭では入学の準備に忙しいことでしょう。学習面や友人関係の不安、その他気になる事がありましたら、学校や教育相談室、スクールカウンセラーにご相談ください。

●学校行事等のお知らせ

小・中学校では、開かれた学校教育を推進していくため、保護者や地域住民の参加のもと、道徳授業地区公開講座等を実施しています。今月は次のとおり行いますので、保護者様もとより地域の方々の参加をお待ちしています。

(小・中学校)

始業式 1月9日(火)

(小学校)

開校記念日1月10日(水)

三根小学校

学芸会 1月28日(日)

三根小学校・大賀郷小学校

音楽会 1月28日(日)

中之郷小学校

(中学校)

道徳授業地区公開講座

1月21日(日)大賀郷中学校

■問い合わせ

教育課庶務係 2-0797

●教育相談室より

わんぱくや まず手のひらに筆はじめ 一茶

正月二日、新年になって初めて筆と墨で字を書く。新しい年への抱負や心意気を表す言葉を選んで、墨くろくろと、しっかり書く。

書き初めは、もともと宮中の行事だったものを武家が受け継ぎ、江戸時代に寺子屋の普及とともに庶民に広まりました。若水で墨をすり、菅原道真の画の前で「寿」「福」などのめでたい文字を書いて家に持ち帰り、なげし長押などに貼っておきました。小正月のどんど焼きの火で松飾りとともに焼くのですが、燃えかけの紙が熱風で高く舞い上がるほど、「手が上がる」(字が上手になる)といって喜んだのです。新しい年の初めに、自分自身の成長を願う気持ちを託す言葉と向き合う時間を大切にしていきたいものです。八丈町では、スクール・カ

ウンセラーと教育相談員が、学校や家庭における教育に関するさまざまな相談を受ける体制をとっています。お気軽にご相談ください。

■スクール・カウンセラー

・富士中学校 毎週金曜日
・大賀郷中学校 毎週木曜日
・三原中学校 毎週火曜日

小学校 月曜日・水曜日の午前・午後の時間帯を巡回しています。詳しくは各小学校におたずねください。

■教育相談室

・毎週火・金曜日

午前八時三十分～午後五時

【二月の休室】二日・五日

歴史民俗資料館では、次のとおり展示資料の解説を行います。ぜひご来館ください。

○日時

1月1日～3日・8日
午前10時30分～
(1時間程度)

■問い合わせ

教育委員会生涯学習係
電話 2-0797

八丈島歴史民俗資料館
電話 2-3105

図書館からのお知らせ

●休館日…毎週水曜日／1月8日(月・成人の日)
1月30日(火・館内整理日)

●開館時間…午前9時～午後4時30分

●新着図書

『いつもの食事と一緒に作るお年寄りレシピ』 宗像信子／著
『ハワイBOX-フラの本-』 近藤純夫／著
『百まいのドレス』 エレナー・エスティス／著
『のんびりオウムガイとせっかちアンモナイト』 三輪一雄／著
(ほか)

●カウンターから

閉館中の返却ができるようになりました。16時30分～20時30分に返却される時は、図書館入口の返却箱に入れてください。貸出券は次の来館時にお返ししますので、カウンターにお知らせください。また、電算化作業に伴い、館内整理日がずれる場合があります。図書館をご利用の際は休館日をご確認ください。

2007年4月から休館日が月曜日に変わります。こちらも併せてご注意ください。

●問い合わせ

教育課生涯学習係 電話2-0797

八丈島歴史民俗
資料館展示ガイ
ド

子ども家庭支援センターからのお知らせ

●交流ひろばの催し

毎週水曜日 午前10時から

- ・1月10日 読み聞かせ・手遊び歌
- 17日 ～世代間交流～ 昔遊びのプロと「お遊び交流会」
絵巻かみしばい・音遊びほか 講師:織田信生先生・東野健司先生
- 24日 ペープサート 「ももたろうさん」
- 31日 手づくり凧を一緒に作ろう
- ・2月7日 パネルシアター、手遊び歌、読み聞かせ 講師:石田先生

*1歳未満のお子様の身体測定
1月15日(月)～1月19日(金) 午後2時～4時

■問い合わせ 子ども家庭支援センター 電話 2-4300

学校用務員・警備員業務受託者募集

●募集人員

三原小学校 用務員1名
三原小学校 警備員1名
三原中学校 用務員1名
大賀郷中学校 警備員1名

●委託期間

平成19年4月1日～平成20年3月31日

●受託資格

平成19年4月1日現在で満65歳までの心身ともに健康な方

●申込締切日

平成19年2月9日(金) 厳守

●必要書類 履歴書(写真貼付)1通

●選考方法 面接による

※業務内容・条件などの詳細については、お問い合わせください。

■問い合わせ

八丈町教育委員会
教育課庶務係(2-0797)

子どもたちの将来に向けて 八丈町污水处理推進協議会

11月29日(水)午後1時30分から、町役場大会議室において第2回八丈町污水处理推進協議会(出席10名)が開催されました。

会議では、汚泥再生処理施設の視察先について検討され、事務局から「広報等を活用した積極的な住民への周知(PR)」、「合併処理浄化槽整備に伴う負担金(使用料)」の説明がありました。

広報はちじょうでは、污水处理についての素朴な疑問、事業の進捗状況、污水处理協議会での話題などをお知らせしていきます。

「生活排水」? 「生活雑排水」? 「汚水」? ってなに

- ・生活排水……し尿と日常生活に伴って排出される家庭の台所や風呂・洗濯場からの排水
- ・生活雑排水……生活排水のうちし尿を除いたもの
- ・汚水……生活排水と工場など事業所からの排水をあわせたもの

どうして し尿処理施設が必要なの?

生活のなかで洗剤などの化学製品が使われ、くみ取り便所のし尿も含めて、環境に有害な成分が生活排水に残るようになりました。安全に自然に還元できるための処理をくわえてから処分(埋立廃棄・放流)しなければ環境を汚染していくからです。

現在の処理方法ではだめなのですか?

町では戸別に生活排水を処理できる合併処理浄化槽を推進していますが、やっと平成15年度現在で、20パーセントを超えたところで、まだ、くみ取り処分のし尿が45パーセントもあり、早く合併処理浄化槽に切り替えることが求められています。適正に処分できる新たな処理施設も必要となっています。

合併処理浄化槽って?

し尿と生活雑排水(台所・洗濯・風呂場などで使った排水)を合わせて処理する浄化槽です。コンパクトで高性能—合併処理浄化槽は、污水处理ができる小さな下水処理場ともいわれています。



末吉自治会 対話集会

11月23日「末吉自治会定期総会」での対話集会は、次のとおりです。

質問1 長戸路屋敷を観光のポイントに考えていただきたい。

回答—三島産業観光課主幹
所有者の考えが一番大事であり、進め方は慎重な姿勢が必要です。

質問2 病院から帰るバスの増便について。

回答—沖山公営企業管理者
診療が終わってから末吉へ行くバスは、正午、午後1時45分、午後3時、午後5時となっており、この路線を増便するには、経営上大変困難な状況です。大変ご不便をおかけしていますが、ご理解をお願いいたします。

質問3 地産地消について（学校給食において、農・漁業製品を生産者と話し合い、契約栽培等を考えてはどうか）

回答—土屋産業観光課長
漁業では、ムロアジのハン

バーグ、トビウオのすり身などを商品化し給食センターへ納品しており、今後は加工施設を整備し、品数を増やす計画です。農業では、野菜の一部について生産グループを作り納品を始めており、今後はグループの拡大、安定数量の確保や品目も増やしたいと考えています。生産者や農協にご協力いただき継続安定すれば、契約栽培も可能になると思います。

質問4 観光客もよく訪れている末吉灯台をきれいに整備していただきたい。

回答—持丸総務課長

現在、下田海上保安部の管轄にあり、年1回整備をしていますが、整備回数の増加は予算上困難との回答でした。敷地への出入りは可能とのことなので、観光面からの位置づけをどうするか協議してまいります。

質問5 末吉保育園から沖山秋さん宅下までの道を、車が通行できるように整備していただきたい。

回答—八洲建設課主幹

当該道路は町道ではなく現段階ではこの道路を、整備することはできません。町道に

認定をする必要があり、道路法という法律にもとづいての手続きが必要です。暫くの猶予をいただきたいと思います。

質問6 町立病院の診療後の会計と薬局の事務処理を早くしていただきたい。

回答—沖山公営企業管理者

町立病院の会計事務は、委託者の中に一時期初任者がおり、ご不便をおかけしました。来年度から全面委託しますが、このようなことがないよう注意してまいります。薬局の事務処理は、薬剤師が不足し他の病院からの応援や臨時職員で対応しており、大変ご迷惑をおかけしています。来年度からは薬剤師の新規採用により、事務処理も改善されますので、よろしく願います。

質問7 沖山国子さん宅上の町道にカーブミラーの設置をしていただきたい。

回答—八洲建設課主幹

当該場所は左側がよく見えますが、右側から来る車が、大変見えにくく危険な交差点になっております。1面鏡のカーブミラーを設置いたします。

質問8 播磨典男さん宅下の町道のU字溝整備をしていただきたい。（U字溝が落ち込んでいる）

回答—八洲建設課主幹

ご指摘の側溝は両サイドの舗装より数センチ下がっており、段差ができております。舗装との段差が無いよう、改修いたします。

質問9 年々増えるヤスデの駆除をお願いしたい。（現状と対策）

回答—山越住民課長

生態調査を毎月実施しており、坂上・坂下とも広範囲での生息が確認されています。ヤスデ対策は、発生源対策と家屋侵入防止という大きくふたつの柱がありますが、自然豊かな八丈島では発生源対策よりも家屋侵入防止に重点を置かざるを得ません。家屋の周りの環境整備や表面がツルツルしたテープ等を家屋の基礎に巻きつけるといった物理的対処をした後に、町で配付している「コイレット」の適正な使用をお願いしたいと思います。大量に集まったヤスデへのバーナーの使用や、熱湯をかけることはしないでください。ヤスデは、刺激を与え

ると青酸のようなガスを出すために、吸い込むと体調に影響を与える場合がありますのでご注意ください。町道など公共的な場所については、周囲の環境状況を見ながら関係機関と協力し、薬剤の散布などを実施したいと考えています。薬剤に関しては、町が配付している「コイレット」のほか、農協では「ミリペーダ液剤」という壁面散布用薬剤の販売体制を整えております。

質問10 洞輪沢温泉前の港へ行く道路に水が流れ、ノロが生え滑りやすいので改善していただきたい。

回答—八洲建設課主幹

湧水の排水溝付近から細い溝を設置し、直接水が道路上にあふれないような措置を暫定的にとりました。今後の状況で排水工事が必要な場合は、事業実施に向けた準備を行ってまいります。

質問11 汐間道路の排水を整備し、U字溝に蓋をかけ道路に水が流れないようにしていただきたい。

回答—八洲建設課主幹

水溜り箇所につきまして、できるだけ早い時期に、

- 水の流れを阻害するコンクリート壁を補修し改善します。U字溝の蓋かけにつきましては、高波により石や砂利が堆積しやすい箇所であること、蓋が腐食したり流失してしまいう状況であること、蓋をした場合、土砂除去作業など管理の面で問題があるため、蓋の設置は考えておりません。
- 質問12 名古の展望下から都道のU字溝の蓋を整備していただきたい。
- 回答―八洲建設課主幹 山側と道路側との側溝の高さが異なり、構造変更が必要のため早急に対応することは困難ですが、通行の安全確保のため、今後、都の本局に対し予算要望をしていく方針でございます。
- 質問13 名古の滝の景観をよくするため、伐採していただきたい。
- 回答―三島産業観光課主幹 伐採作業の時期を判断し、行なつてまいります。
- 質問14 末吉内の案内板が木に覆われたり、字が薄くて見えにくくなっているのを、改善して欲しい。
- 回答―三島産業観光課主幹 消防団詰所前の案内板は、わかりやすい場所へ移設します。案内板は観光振興実行委員会、問題点の検討改善を行つておりますので、今後、デザインの統一など整備を図ります。
- 質問15 入園前の幼児が親子で過ごせるミニ公園のような場所を設置してほしい。
- 回答―佐々木教育課長 末吉小学校校庭のバックネット裏を、有効利用していただきたいと思います。
- 質問16 尾越地区の中道道路を、車が通れるように整備していただきたい。
- 回答―八洲建設課主幹 約60メートル分の現況測量はすでに完了しております。勾配がきつく法面保護（石積など）が必要となりますが、平成19年度工事着工をめざし予算を獲得すべく努力してまいります。
- 質問17 アカンタ道路の集水桝の蓋のすべり止めをしていただきたい。
- 回答―八洲建設課主幹 滑り止め加工をした、グレーティングと交換いたします。
- 質問18 ガードレールの支柱が腐っている所があるので直していただきたい。（台ヶ原／尾越）
- 回答―八洲建設課主幹 老朽化が進み一部腐食している支柱がありますので、危険な箇所のガードレールを修復いたします。
- 質問19 北浦道路の単管パイプの交換をしていただきたい。（町道の崩れで危険防止のため路肩に単管パイプを設置したが腐食したため）
- 回答―八洲建設課主幹 単管パイプは10年ほどしかもたないので、コンクリートで車止めを作成いたします。
- 質問20 北浦道路の先を舗装していただきたい。（昨年もしていただいた所で農産道路でもあり年々整備していただきたい）
- 回答―八洲建設課主幹 本年も引続き舗装いたします。
- 質問21 沖山照彦さん宅横より八木一さん宅へ向かう道路を車が通れるよう整備していただきたい。
- 回答―八洲建設課主幹 勾配がきつく未舗装の部分がありますので、舗装し車が通れるように整備いたします。

離島人材育成基金助成事業

住民の自主的な島作り活動をサポート

企画財政課企画情報係・各出張所・コミュニティセンターにある申請書・事業計画書を作成のうえ、企画財政課に提出してください。

- 応募期限 平成19年2月5日(月)
- 問い合わせ 企画財政課企画情報係
内線301
(財)日本離島センター総務部
電話03-3591-1151

11月の主な会議

日	会議名	議題等
1日	庁議	平成19年度予算編成要綱について ほか
10日	課長連絡会議	末吉自治会要望事項について
13日	八丈町教育委員会定例会	八丈町特別支援教育にむけて(案) ほか
20日	課長連絡会議	東京島しょ農業協同組合旧榎立店建物改修工事について
24日	農業委員会第8回総会	八丈町農業振興地域整備計画案に対する意見について

農業委員会からのお知らせ

●選挙人名簿登録

農業委員には、選挙による委員と選任による委員がいます。選挙による委員は、農業者が直接選挙によって選ぶ公選制で、投票するためには、選挙人名簿に登録されている必要があります。

名簿は毎年、選挙権を有する方からの申請をもとに作成されますので、本紙に折り込まれている申請用紙に記入のうえ、1月10日（水）までに農業委員会事務局（産業観光課内）から出張所へ提出してください。

○申請できる方

八丈町に在住する20歳以上の方で、現に耕作面積が10アール（約300坪）以上の方、およびその同居の親族、配偶者で年間60日以上耕作に従事している方、または農業生産法人の組合員・社員の方が対象となります。

●農業委員会の仕事

①農地などの権利移動（売

- 買・贈与・貸借など）の許可
- ②農地などの転用許可に対する意見およびその進達
- ③農地の売買・貸借などのあっせん
- ④農業経営の合理化に関すること
- ⑤農業と農業者に関する情報提供

●農地・農業などに関する相談

農地の権利移動（売買・贈与・貸借など）、農地転用（農地の形状を農地以外のものへ変える行為）については、農地法の規定により許可が必要ですので、事前に申請を行ってください。

そのほか農地および農業などのことで相談したい方は、農業委員・農業委員会事務局（産業観光課内）にご連絡ください。

●農業委員

三根地域

浅沼 武夫・浅沼大二郎

土屋 博・茂手木秀男

大賀郷地域

沖山 義和・菊池 勝男

菊池 國仁・菊池 睦男

榎立地域

伊勢崎善正・佐々木忠彦

中之郷地域

大澤 正雄・岡野 広輝

菊池 家司

末吉地域

沖山 宗春・佐々木義邦

■問い合わせ

農業委員会事務局

内線261

町営住宅入居者募集

■募集する住宅

地域	団地名	戸数	間取り・住戸専用面積	建設年度	住宅使用料（標準）	構造	住宅型別資格
三根	桜平団地	1戸（A-104号）	1K 44.1㎡	H13	15,100～25,100	鉄筋コンクリート造3階建	高齢者専用単身世帯向け
大賀郷	八蔵団地	1戸（4-201号）	3LDK 58.8㎡	H2	17,500～29,100	鉄筋コンクリート造2階建	3人以上世帯向け
大賀郷	寺山団地	1戸（3-302号）	3LDK 79.5㎡	H9	24,900～41,300	鉄筋コンクリート造3階建	3人以上世帯向け
大賀郷	屋和川団地※「無」	1戸（2-3号）	3K 56.0㎡	S51	13,000～21,500	ブロック造2階建	2人以上世帯向け
大賀郷	屋和川団地※「無」	2戸（3-5・6-1号）	3K 52.7㎡	S51	12,200～20,200	ブロック造2階建	2人以上世帯向け
大賀郷	原山団地※「無」	1戸（2-101号）	3LDK 61.7㎡	S55	15,100～25,000	鉄筋コンクリート造2階建	3人以上世帯向け
中之郷	粥倉住宅	1戸（2号）	3LD・K 74.5㎡	H14	24,500～40,500	木造平屋建	3人以上世帯向け

※「無」とは、浴室はあるが浴槽・風呂釜の無い住宅です。設置については、自己負担となります。
 ※3人世帯向け住宅とは、現に同居し、または、同居しようとする親族（婚約者を含む）がある事。
 ※高齢者専用単身世帯向けとは、バリアフリー住宅で、60歳以上の方のみ応募資格があります。
 ※住宅使用料は、入居者の収入によって決定されます。
 詳細は住宅係まで、お問い合わせください。

■申し込みのできる方

共通する事項

- ①町内在住の成年者で、その事が、住民票などで証明できる事。
- ②収入が定められた基準内であること。（一般世帯で月額20万円以下、高齢者などの世帯は26万8千円以下）
- ③町税、使用料などを滞納していない事
- ④現在、住宅に困っている方

■受付期間

1月12日（金）～1月19日（金）まで
 午前9時～午後5時まで ※13日（土）、14日（日）は、除く。

■申し込み方法

建設課住宅係にて申込書に記入の上提出してください。
 選考期日などは書類審査後、本人に連絡します。

■申し込み添付書類等

- ①入居者全員の住民票
- ②入居者全員の平成17年の所得証明書、転職などで所得の変わった方は、申し込み時点における収入証明
- ③納税証明書（町税、使用料などを滞納していない事）
- ④印鑑

■入居決定後の手続き

- ①家賃3か月分の住宅保証金の納付
- ②2名の連帯保証人（町税、使用料などを滞納していない方）が必要です。島内に在住の方をお願いしています。
 記入書類等は、入居決定後にお渡しします。

■お問い合わせ

建設課住宅係 内線256

主な行事

1月	○花と緑のフェスタ2007	1月27日～4月8日
	○八丈島海遊魚まつり	1月1日～4日、 1月5日～3月11日の金・土・日・祝日
	○パブリックロードレース大会	1月7日(日)
	○ヘルシーフェスタ<アロエ&あしたば>in八丈島	1月27日～2月12日
	○花遊び体験教室	1月27日～4月8日
2月	○八丈島芸能文化交流会	2月17日・18日
3月	○八丈島産業祭	3月17日・18日
	○八丈島フリージアまつり	3月21日～4月8日

ポスターカレンダー

八丈島の観光ポスターカレンダーができました！「あしたばちゃん」たちのキャラクターも紙面を彩っています。ご希望の方には、下記のとこで差し上げていますので、お問い合わせください。

観光おじゃれ
11万人

来島者数・観光客数推計

	空路		海路		合計		観光客(推計)		前年比
	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	
4月	8,459	8,768	935	1,470	9,394	10,238	4,523	4,929	-8.2%
5月	9,281	9,735	2,089	2,026	11,370	11,761	8,035	8,311	-3.3%
6月	7,521	6,557	1,025	1,150	8,546	7,707	5,094	4,594	10.9%
7月	10,674	9,422	2,468	2,465	13,142	11,887	9,456	8,553	10.6%
8月	13,805	14,009	4,315	4,840	18,120	18,849	14,633	15,222	-3.9%
9月	9,411	9,256	1,158	1,927	10,569	11,183	7,777	8,229	-5.5%
10月	8,732	8,548	703	1,071	9,435	9,619	5,337	5,441	-1.9%
11月	9,406	8,814	1,143	926	10,549	9,740	5,319	4,911	8.3%
計	77,289	75,109	13,836	15,875	91,125	90,984	60,174	60,190	0.0%

※空路には、チャーター便が含まれています。海路18年度7月には、大型客船寄港分も含まれています。

このコーナーに関する問い合わせ

産業観光課
観光商工係
内線267、268

○島内
町産業観光課、各出張所
八丈島観光協会、観光協会空
港カウンター
○島外
東京愛らんど（港区竹芝）、
ハッピーロード大山商店街ア
ンテナショップ「とれたて村」
(板橋区)、上板南口銀座商店
街「上板橋とれたて村」

花と緑のフェスタ2007

ヘルシーフェスタ<アロエ&あしたば>in八丈島

八丈島を代表するヘルシー食材「あしたば」と「アロエ」を中心としたお祭りです。昨年に引き続き、中之郷の農産物直売所「えこ・あぐりまーと」で開催します。お問い合わせのうえ、ぜひご来場ください。

- 会場 中之郷・地熱利用農産物直売所「えこ・あぐりまーと」
- 日時 平成19年1月27日(土)～2月12日(祝・月) 午前10時から午後4時まで
- 主催・問い合わせ 八丈島観光振興実行委員会・産業観光課観光商工係 内線268
八丈島観光協会 2-1377

フェスタ期間中の催し

- 1.ヘルシーメニューの無料サービスコーナー
- 2.特産品、農産物、花き観葉植物などの展示販売
- 3.八丈太鼓の演奏&体験
- 4.花遊び体験教室
- 5.抽選会で特産品プレゼント

※永郷会場(大越アロエ園)での催し
2月中旬までがアロエの花の見ごろです。
昨年度のフォトコンテスト入選作品の展示と、
温かいお茶のサービスをおこなっています。



1月の航路ダイヤ

【ANA】TEL/0120-029-222(携帯電話の場合 0570-029-222)

便名	羽田発	大島着/発	八丈着	機種	便名	八丈発	大島着/発	羽田着	機種
821	07:40	→	08:30	A320	822	09:05	→	09:50	A320
823	10:30	→	11:20	B735	850(844)	11:55	12:35/13:05	13:35	B735
843(849)	13:25	14:00/14:30	15:05	B735	826	16:10	→	16:55	B735
829	16:05	→	16:55	A320	830	17:30	→	18:15	A320

	普通運賃	往復割引(片道)	特 割 1	八丈島乗継きつぷ
羽田＝八丈島	18,800 (9日から17,800)	11,300	11,300	11,300
大島＝八丈島	16,900 (9日から15,900)	11,200	10,700	—

東京愛らんどシャトル空席状況
アドレス(東邦航空ホームページ)
<http://www.tohoair.co.jp/business/dummyindex2.htm>

【東海汽船】TEL/2-1211 「さるびあ丸」「かめりあ丸」

三宅島・御蔵島経由 東京竹芝－八丈島<東京竹芝発22:30 八丈島発10:10>



SCHEDULE 1月 2007

三根公民館 大賀郷公民館 檜立公民館 中之郷公民館 末吉公民館 八丈町保健福祉センター 町立八丈病院 保健所 坂上老人福祉館

三 大 檜 中 末 保福 町病 保 上老

日	月	火	水	木	金	土
	1 元旦	2	3	4	5 成人祝賀式 (三根小学校体育館) 10:30～	6
7 第26回八丈島パブリック ロードレース大会 (富士野球場)	8 成人の日 図書館休館日	9	10 図書館休館日	11 高齢者健康教室 末 10:00～12:00	12 高齢者健康教室 保福 10:00～12:00	13
14	15	16	17 図書館休館日	18 高齢者健康相談 三 10:00～12:00	19	20
21	22 高齢者健康教室 大 10:00～12:00	23 すすく相談 保福 9:30～10:30	24 図書館休館日	25 4歳児歯科健康診査 保福 9:15～10:00	26 食育 保福 10:30～11:30	27
28	29	30 3歳児健康診断 保福 13:15～13:45 こども心理相談 保福 9:00～16:00 図書館休館日	31 図書館休館日 こども心理相談 保福 9:00～14:00			

町立病院 臨時診療日

(受付時間/8:00～11:00)
※新規患者の方は、8:30から受付となります。
※皮膚科は原則として予約診療となります。

	診療日	診療時間
皮膚科	10日(水)・24日(水)	9:00～
甲状腺科	13日(土)	9:00～
耳鼻咽喉科	15日(月)～19日(金)	9:00～
糖尿病教室	19日(金)	13:30～

温泉休業日

	休業日
ふれあいの湯	15日(月)・29日(月)
みはらしの湯	9日(火)・16日(火)・22日～25日・30日(火)
ザ・BOON	10日(水)・17日(水)・31日(水)
やすらぎの湯	4日(木)・11日(木)・18日(木)・25日(木)

※1/22～1/25 みはらし湯は、設備一部を修理するため、休業させていただきます。

1月のゴミ分別回収

燃…燃えるゴミ びん…空きびん 資源…資源ゴミ 害…有害ゴミ 金属…金属ゴミ

三根

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4 燃害	5 燃害	6
7	8 金属	9 燃害	10 資源	11 びん	12 燃害	13
14	15 金属	16 燃害	17 資源	18	19 燃害	20
21	22 金属	23 燃害	24 資源	25	26 燃害	27
28	29 金属	30 燃害	31 資源			

大賀郷

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4 燃害	5 金属	6
7	8 燃害	9 資源	10	11 燃害	12 金属	13
14	15 燃害	16 資源	17	18 びん	19 燃害	20
21	22 燃害	23 資源	24	25 燃害	26 金属	27
28	29 燃害	30 資源	31			

檜立・中之郷・末吉

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4 燃害	5 金属	6
7	8 燃害	9	10 資源	11 燃害	12 金属	13
14	15 燃害	16	17 資源	18 びん	19 燃害	20
21	22 燃害	23	24 資源	25 燃害	26 金属	27
28	29 燃害	30	31 資源			